

發送  
庶發  
第三二四號

大正 年 月 日  
大正 年 月 日  
日判決

寫校 合

大正十二年十月一日

校

校長

校印

庶務係主任

庶務印

銘件

備外國人教師關係書類提出之件

系

議案野紙

小樽高等商業學校

年 月 日

校長

文部大臣官房會計課長宛

客月二十三日付發會七一九號ヲ以テ御照會ニ係ル備外國人教師備入並外國人囑託講師關係書類ハ別紙之通ニ有之候間御了系相成度及御回答候也

秘發第六八號

大正十二年八月二十三日

小樽高等商業學校長伴 房次郎

文部大臣 鎌田榮吉 殿

備外國人教師備誌、義ニ付 閣下

本年三月二十一日付小商秘七號ヲ以テ 備外國人  
教師 ルイス、フュゴ、フランク 外一名 及 同月二十  
七日付小商秘八號ヲ以テ 同アールド、ブラッドリー  
小樽高等商業學校  
ラウレス 備誌、件御許可相成候ニ付 孰レモ  
契約履行致候此段及 閣下申候也

秋發第六八號、二

大正十二年八月廿三日

小樽高等商業學校長 伴房次郎

文部大臣 鎌田榮吉 殿

外國人講師囑託繼續、義ニ付開申

本年三月三十一日付小商秘一七號ヲ以テ外國人

講師 シメオン・ニコライウイチ、スミンニツキ 囑託繼續

ノ義御許可相成候ニ付契約履行致候

小樽高等商業學校

北段及内申候也

小樽高等商業學校

秘發第二〇號ノ二

大正十一年四月十二日

小樽高等商業學校長 伴 房次郎

文部大臣 齋 田 榮 吉 殿

備外國人教師キヨオー、アルベイル、デイゲン

右省爨ニ伺之通本月一日ヨリ大正十二年三月二十一日迄備繼致シマシタカラ開申ニ  
及マス

小樽高等商業學校

出マヌ

本台録ニ同シ所本ハ一日Eリ入五十二平二八二十一日迄謝儀送シマシタス及テ謝中ニ

謝状個人送附キEホー、マムン、テ、テ、テ、

文部大臣 田 榮 吉 殿

小樽高等商業學校長 房 次 郎

大正十一年四月二十二日

録第ニ〇號ノ二

小樽高等商業學校

秘發第五四號ノ二

大正十一年七月三十一日

小樽高等商業學校長 房 次 郎

文部大臣 田 榮 吉 殿

外國人講師囑託ノ事ニ付附申

支那人 關 益 良

右名稟請ノ上七月二十四日付ヲ以テ本校講師トシテ支那語ノ授業ヲ囑託シ謝酬一ヶ月金百五拾圓給與致候間此段及附申候也

並自且得開學時其詳細資料以附申送也

休校後、上丁に二十四日付に於て今外編制イニテ支那部ノ編制ニ付テハ

支那人 編 益 貞

支那人編制後ノ額ニ付申

支那人 用 益 吉 貞

小樽高等商業學校 日 出 天 淵

大正十一年四月二十一日

海峽北西州ノ一

### 傭外國人教師並外國人囑託講師一覽表

教師及囑託講師ノ区分 担任學科 國籍 人 名 傭入期間 俸給 手當 旅費備考

全	傭外國人教師	商品理化 商品實驗	獨國	ルイス、フガー、 フランク	自大正十二年四月 自大正十二年五月 自大正十二年五月	五二五 五二五 四二五	七〇 七〇 七〇	獨國一、九三〇
全	佛語	佛語	獨國	グニエル、ブルック	自大正十二年四月 自大正十二年三月	四二五	七〇	全
全	英語	英語	獨國	マツキンソン	自大正十二年四月 自大正十二年三月	四二五	七〇	全
全	獨語	獨語	獨國	グヨール、アルベル	自大正十二年四月 自大正十二年三月	四二五	七〇	全
全	英語	英語	英國	アーノルト	自大正十二年四月 自大正十二年三月	四二五	七〇	全
全	囑託講師	露語	露國	シメオン ニコライウイチ スミルニツキ	自大正十二年四月 自大正十二年三月 自大正十二年三月	三二五 三二五 三二五	一 一 一	一 一 一
全	支那語	支那語	支那	益 貞	自大正十二年七月 自大正十二年七月	一七五	一	一

小樽高等商業學校



小 學 高 等 商 業 學 校

第四條 本校は、開校後二十四時間以上又は八日以上の修業を命ぜらるる、ロイナ法に  
準じて、規則を定むる。

第五條 同校は、教育制度、課程及び科目、講義式、檢査、修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、  
その他、規則に定めらるる。

第六條 同校は、開校後、其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。  
第七條 同校は、開校後、其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。

第八條 同校は、開校後、其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。  
第九條 同校は、開校後、其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。

第十條 同校は、開校後、其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。  
第十一條 同校は、開校後、其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。

小 學 高 等 商 業 學 校

シ

第九條 何某ハ其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。  
但、採否ハ當該學校長ノ權限ニ屬ス

第六條 何某ガ學校ノ規則ニ違反シ又ハ當該學校ノ利益ト矛盾スル行動ヲナシ或ハ教  
師トシテノ名譽ヲ汚辱シ又ハ第一條ニ於テ規定セラレタル學科ヲ教授スル能力ナキ  
コト明カナルトキハ當該學校長ハ本契約ヲ解除スル權限ヲ有ス

第七條 何某ハ其の修業年限、修業費、入校資格、卒業資格、その他、規則に定めらるる。  
サル場合ニハ右期滿終了後其の修業費又ハ其の修業年限ノ連續スル期間ハ第二條ノ規定ニ依ル條  
給ノ半額ノミヲ受領スヘシ

前項ニ規定セラレタルト同一原因ニ依リテ何某カ六十日ヲ經ルモ尙修業シ能ハサル  
トキハ當該學校長ハ本契約ヲ解除スル權限ヲ有ス



特種商業高等學校

イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
兩項ニ關シテ其の利及ハイテ同一原因ニ付リテ同項六十日ニ滿ルコトハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス
イキハ營業其の利及ハ本條條に關シテハ其の全額ニ付ス

小樽高等商業學校

第八條 契約當事者ノ一方カ本契約ヲ解除セムコトヲ希望スルトキハ第一條ニ規定セル契約期間ノ終了前ト雖モ二箇月前ニ他ノ一方ニ其希望ヲ警告スルトキハ即時本契約ヲ解除スルコトヲ得
第九條 右契約解除カ當該學校ノ意志ニ發スルトキハ何某ハ契約解除ノ翌日ヨリ起算シテ二箇月分ニ相當スル金額ヲ受領スヘシ若シ解除ノ時カ契約ノ了マテ二箇月以内ナルトキハ契約期間ノ満了後ニ相當スル金額ノミヲ支給セラル、モノトス
第十條 本契約ノ欠損等ヲ履行シタル後反本契約ノ期ニ至リタル時何某カ債權トナラサル場合ハ何某カ第七條及第九條第一項ノ事情ノトニ其額ヲ辭スルトキハ何某ハ歸國旅費トシテ千九百二十圓ヲ支給セラルヘシ



小樽高等商業學校

十餘年が昔に於て、本學堂が設立されて、今日に至りては、十餘年が経過して、其の間に、  
 頗る進歩を著し、其の間に、  
 頗る進歩を著し、其の間に、

同 基

小樽高等商業學校

平 日

本日、發給せられたる、  
 諸君の、

諸君の、

十一月、本學堂の、

小樽高等商業學校

大正二年二月二十一日（千九百十二年二月二十一日）小樽高等商業學校は、  
 イス、フューゴー、フランクト合意、  
 年二月二十一日）大正六年二月二十一日（千九百十七年二月二十一日）大正七年二月  
 二十一日（千九百十八年二月二十一日）大正八年二月二十一日（千九百十九年二月二  
 十一日）大正九年二月二十一日（千九百二十年二月二十一日）大正十年二月二  
 十一日（千九百二十一年二月二十一日）前記の如く、  
 フューゴー、フランクト、  
 （千九百二十二年四月一日）ヨリ、大正十四年二月二十一日（千九百二十五年二月二十  
 日）ニ至ルニ、  
 石ノ、  
 タル、

小樽高等商業學校

大正六年九月五日 (千九百一十七年九月五日) 附テ以テ小樽高等商業學校校長渡邊静理  
 ダニエル、ブルツク、マツキンノント合意成立學校ヲ締結シ爾後ダニエル、ブルツク  
 マツキンノンヲ副校長校英語教師ニ任命ス 大正九年二月二十一日 (千九百二十年二  
 月二十一日) 爾後約ヲ締結シテ前記諸君等任トシテ并テ次郎小樽高等商業學校  
 校長ニ任命ス前記諸君次郎ダニエル、ブルツク、マツキンノンノ同ニ合意成立シ  
 爾後約ヲ締結シテ正十二年四月一日 (千九百二十二年四月一日) ヨリ大正十四  
 年二月二十一日ニ至ルニケ年同有教タルモノトス  
 右ノ約トシアリ正十二年二月二十一日 (千九百二十二年二月二十一日) 最後ニ決メ  
 タル當事者各自小樽ニ於テ本書末一署名ス

小樽高等商業學校

大正六年九月五日 (千九百一十七年九月五日) 附テ以テ小樽高等商業學校校長渡邊静理  
 ダニエル、ブルツク、マツキンノント合意成立學校ヲ締結シ爾後ダニエル、ブルツク  
 マツキンノンヲ副校長校英語教師ニ任命ス 大正九年二月二十一日 (千九百二十年二  
 月二十一日) 爾後約ヲ締結シテ前記諸君等任トシテ并テ次郎小樽高等商業學校  
 校長ニ任命ス前記諸君次郎ダニエル、ブルツク、マツキンノンノ同ニ合意成立シ  
 爾後約ヲ締結シテ正十二年四月一日 (千九百二十二年四月一日) ヨリ大正十四  
 年二月二十一日ニ至ルニケ年同有教タルモノトス  
 右ノ約トシアリ正十二年二月二十一日 (千九百二十二年二月二十一日) 最後ニ決メ  
 タル當事者各自小樽ニ於テ本書末一署名ス



第 七 九 號

天 正 十 二 年 九 月 二 十 三 日

文 部 大 臣 官 房 會 計 課 長

文 部 書 記 官 窪 田 治 輔



小樽育英高等女子校

貴校御提出ニ係ル傭外國人教師傭入並外國人囑託講師(傭外國人諸給支辨、モノ)關係書類、今回ノ災害ニ際シ悉皆燒失シタルヲ以テ現在々職中ノ者ニ就キ別記區分ニ據リ至急御提出相成度  
右照會ス

記

一、傭外國人教師傭入契約書ノ寫ニ通

(契約條項ノ追加變更アリタルモノハ其ノ寫共)

二、傭外國人教師傭入並外國人講師囑託報告書ノ寫一通

三、傭外國人教師満期前解傭並外國人囑託講師解職報告書寫一通

四、傭外國人教師並外國人囑託講師一覽表

様式

傭託講師	傭外國人教師	講師及囑託講師ノ區分	担任學科	國籍	人名	傭入期間	傭入手當	旅費	賞	備	序
...	...	...	...	...	...	天正 年 月 日	天正 年 月 日	...	...	...	...